慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	旗本領に於ける支配の変化について：上総国市原郡妙香村
Sub Title	Transition of the governing systems in Hatamoto-estate
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.104(16)- 115(27)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0016
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0016

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

旗本領に於ける支配の變化について

——上總國市原郡妙香村——

金丸平八

一

天保一一年（一八四〇年）に至り、上總國市原郡妙香村[註一]の割元名主である平左衛門は、次の如き二様の文書に接した。

「舍人様御知行所御政事向之儀大河原喜右衛門始不束之儀共有之其方共ニ茂及迷惑ゟ處佐藤藤佐格別之骨折以御爲筋御知行所其外萬端取扱向立ゟ付村々人氣茂立直ゟ付而者向後御知行所御政事向御當家江御引受御世話之儀從　舍人様任御頼以來御世話被進ゟニ付御親類様方堂リ共御助言無之萬事佐藤藤佐江取扱向御頼被成ゟ段承之三ヶ年之間金百兩宛無利足ニ而可差出旨申出ゟ趣入　御聽ゟ處

御爲筋相働ゟ段尤之儀

御滿足之　御沙汰ニゟ佐藤藤佐江御當家ゟ茂厚御頼被置ゟ間可奉得其意ゟ尤藤佐老年ニ付萬一之儀有之ゟ者緣者山内德右衛門江御當家ゟ御家來壹人立合取扱ゟ様被合仰ゟ間此旨相心得於村々も御爲筋精々可心懸ゟ仍而達書如件

天保十一庚子年十二月　　水野日向守内
稲葉清太夫

佐藤藤佐殿
山内德右衛門殿

前書之通幾久敷頼入申ゟ以上

舍　人
敬太郎

前書之通幾久敷頼入申ゟ以上

日　向

拙者ゟ御知行しよ村々江相談之上御持等[ママ]様御勝手向改革致ゟニ付今般兩殿様奉始御本家様[ママ]ゟ御奥印ニて此後爲御取締之御書下爲下置ゟ間御知行座[ママ]一同爲心意右驗爲御後證相渡置申ゟ以上

佐藤藤助[ママ]㊞

水野舍人様御知行所
上總國長柄郡七ヶ村
割元　平左衛門殿
名主年寄組頭百姓代中へ」

天保十一庚子年十二月　　水野日向守内
稲葉清太夫㊞

御知行所
上總國市原郡
妙香村
平左衛門殿

前書之趣相違無之もの也

舍　人㊞
敬太郎㊞」

「分家水野舍人殿勝手向不如意ニ付貴様年來厚願御世話大金御融通ニ成置ゟ處同家譜代之面々大河原喜右衛門始不束之取斗有之對貴様不實意之始末共相働言語同斷之次第ニ付夫々糺明有之ゟ處つゝみ無申披既ニ嚴重處分ニ茂可被申付ゟ處從貴様御助言茂有之格別之以宥免永之暇ニ被申付ゟ處勝手向者不及申家政共不行屆之事而已ニ而ゟ處貴様御實意之以御世話追々取締改革相整ゟ付同家知行所一統致安心ゟ趣ニ而人氣立直全貴様御心入厚御取扱之筋相辯知行所ゟ三ヶ年間無利足ニ而金百兩宛用立可申旨申立且自今以後貴様御取扱受申致段願出ゟ由全貴様仁政之御取扱行屆ゟ儀与於當家茂安心被致ゟ間向後舍人殿家政知行所向勝手向共萬端御心入之通御取扱改革行屆ゟ様御頼被申ゟ尤貴様御老年之儀大金御融通被成置御心配之趣御尤至極ニ付萬一之儀有之ゟハ、御緣者伊奈左衛門様御家來山内德右衛門殿江跡々同様御頼被申當家家來之内壹人申合御約定通取扱可申ゟ前條之通御頼被申ゟ上者若又舍人殿如何様之儀有之ゟ共貴様御融通被置ゟ御口入金之儀者於當家被致進退御不實取扱爲致間敷ゟ依之爲後證御頼一札如件

天保十一庚子年十二月　　水野日向守内
稲葉清太夫

佐藤藤佐殿
山内德右衛門殿

この文書—前者を、假りに、第一文書、後者を第二文書と呼ぶ—に據れば、水野舍人の「勝手向不如意」と、これを繞る大河原喜右衛門の行動を契機—直接的且決定的なものであつたか否かは別として—として、妙香村に於ける支配態勢の動搖が惹起されたことは明らかである。我々は、以下、この「動搖」の具體的内容を捉へ、それを通じて、旗本支配の質的變化を追求してみたいと思ふ。

二

承應三年（一六五四年）「水野若狭守知行所」と記された[註二]妙香村にとつて、この關係は、幕末に至るまで不變であつたと考へて差支へない。他方、村高は、延享三年（一七四六年）の三六二石七斗九升三合[註三]が、原則的に、踏襲されてゐたものと思はれる。唯、寛文一一年（一六七一年）の「畑方御水帳寫シ（一册）」は、「惣高合四百八拾六斛五計六升貳合六夕」と述べ、然も、畑面積に關する限り、後代に比し、約六町餘の增加を示してゐる爲、恒常的な推移を豫想することは困難なやうである。勿論、この間の事情については一切不明であるが、或ひは、承應三年、明暦二年（一六五六年）に行はれた、奉免村との村境論爭[註三]に、何等かの關聯を有するものであらうか。更に降つて、寛政五年（一七九三年）の「上總國村高帳[註四]」は、「水野若狭守知行所・村高、三六二石七斗九升三合、家數・七二軒」と、やゝ詳細な記錄を殘してゐる。そこで、試みに、妙香村に於ける田・畑面積の變化を揭げれば次の通りである。

年次 / 項目		寛文11年(1671年)	延享3年(1746年)	寶暦4年(1754年)	寛政5年(1793年)
		石 斗 升 合 夕	石 斗 升 合	石 斗 升 合	石 斗 升 合
村高		486 5 6 2 6	362 7 9 3	362 7 9 3	362 7 9 3
		町 反 畝 歩	町 反 畝 歩	町 反 畝 歩	
田方	上田		6 0 22	6 0 18	
	中田		6 1 5 3	6 1 5 20	
	下田		15 7 1 11	15 5 8 15	
	計		21 8 6 14	22 3 2 26	
畑方	上畑	5 8 3 21	4 2 9 23	4 2 9 8	
	中畑	4 7 4 22	3 3 6 14	3 3 6 14	
	下畑	14 4 7 12	10 8 8 28	10 8 7 28	
	山下畑	5 9 1 16	4 6 9 9	4 6 9 9	
	新畑	2 1 6 13	4 5 6 10	4 2 1 2	
	計	33 1 3 24	27 8 8 24	27 4 4 1	
屋敷地		1 6 0 15	1 7 4 23	1 6 2 8	

（註）延享三年の「計」は、筆者の計算に依る。他は、何れも、「水帳」乃至「年貢割付帳」の記載を、そのまゝ轉記した。

更に、土地所有の狀況については、寶暦四年の「御檢地水帳（三冊）」(註五)が唯一の資料となつてをり、これに、寛文一一年の數字を加へた結果が、第一表である。

「第一表・寛文一一年及び寶暦四年に於ける土地所有の狀況」

年次 / 種別 / 所有面積	寛文11年(1671年) 畑	備考	寶暦4年(1754年) 畑	備考	寶暦4年(1754年) 田	備考
2町以上	2人		2人	屋敷地ヲ加算セズ以下同	1人	
1.5町～2町	1人		2人		1人	
1町～1.5町	5人		1人		3人	
7反～1町	4人		4人		1人	
5反～7反	8人		4人		5人	
3反～5反	12人	願龍定ヲ盛本使含院寺地ヲ含ム	11人		8人	
1反～3反	12人		30人	願龍定ヲ盛本使含院寺地ヲ含ム	23人	願龍定ヲ盛本使含院寺地ヲ含ム
1反以下	9人		10人		10人	
計	53人		64人		52人	

以上の二表から、我々は、妙香村の生産力が極めて低く、且、土地所有狀況に、著しい偏向の存在してゐたことを知るのである。後者について、若干の説明を補足するならば、第二表の如く、土地所有(註六)に於ける上層部と下層部との分離が、際立つた樣相を呈し、加ふるに、かゝる傾向は、年を追ふて擴大―少くとも、畑地に關しては―する方向を示してゐる。それ故、所謂中位の土地所有者は、漸次、分解―こゝでは消滅―される運命に置かれてゐたと稱することが出來やう。

「第二表ノ一・寛文一一年及び寶暦四年に於ける、畑地所有の狀況」

年次 / 種別 / 所有面積	寛文11年 所有者數	全所有者ニ對スル比率	寛文11年 所有面積計	全面積ニ對スル比率	寶暦4年 所有者數	全所有者ニ對スル比率	寶暦4年 所有面積計	全面積ニ對スル比率
	人	%	町 反 畝 歩	%	人	%	町 反 畝 歩	%
1町以上	8	15	17 2 0 14	50	5	7	8 9 6 15	34
5反～1町	12	23	9 5 7 8	25	8	11	5 5 3 20	21
1反～5反	24	45	7 0 2 8	20	41	60	11 0 0 3	42
1反以下	9	16	4 6 25	1	14	20	4 7 1	1
計	53	100	34 2 6 25	100	68	100	25 9 7 9	100

「第二表ノ二・寶暦四年に於ける、田・畑屋敷地の所有狀況」

種別 / 所有面積	所有者數	比率	所有面積	比率	備考
	人	%	町 反 畝 歩	%	
1町以上	11	15	25 1 7 20	53	(1) 畑地ヲ所有セザルモノ　3人
5反～1町	19	26	13 6 8 5	28	(2) 田地ヲ所有セザルモノ　15人
1反～5反	30	42	7 8 2 2	16	(3) 屋敷地ヲ所有セザルモノ　16人
1反以下	11	15	6 1 12	1	
計	71	100	47 2 9 8	100	

（註）本表は、何れも、筆者の集計・分類にかゝるものであつて、人員・面積比率共に、單位以下を切捨てた。

この事實は、妙香村に於ける村方の支配權が、名實共に、少數の上層階級に固定化する可能性を孕むものであり、特に、それ等の人々が、何等かの方法で領主權力と結合した場合には、この可能性が、より專制的な姿を以て、强力に打出されて來ることも、容易に想像されるのである。この意味からすれば、寛文一一年の前記水帳に、水野家の家老、佐々井治（二）郎左衞門が、六町三反四畝五歩―これは、他の人々の追從を許さない面積である(註七)―の畑地所有者として描かれてゐることも、十分に注意すべき事柄であらう。

ところで、如何に資料的制約の然らしむるところとはいへ、以上の素描を以て、天保度に於ける妙香村の態容を窺ふことは、殆んど不可能に近い。それ故、我々は、これが理解への參考として、單に、次の點を指摘するに止めてをく。

その第一は、屢々、新田開發が企圖され、且、實行に移されてゐることである。(註八) 勿論、その直接的契機については、遽に斷定し難いのであるが、恐らく、領主經濟の窮迫化を阻止し、耕地の絶對的不足(註九)を解消する爲の手段として、領主及び地元民（これは、當該地域に關係を有する全ての人々を含む廣義の概念である。以下同斷）の兩者が夫々の立場から試みたものであらう。乍然、この試みが、常に、滿足な結果を齎したとは考へられない。むしろ、かゝる企圖を繞つて惹起された、領主對地元民竝に、地元民相互間に於ける利害の衝突を通じて、妙香村の村落構造は、より歪曲化されて行つたのではあるまいか。何れにせよ、土地所有狀況に代表された妙香村の性格が、時と共に、複雜の度を加へていつたことは否定出來ない。

次に第一・二文書に登場する人物について、簡單に紹介してをく。

水野若狹守の知行地は、寛政五年の前記資料に於て、(註十) 上總國市原郡五ヶ村、同國長柄郡一ヶ村と記されてゐるが、これも、天保度には、かなり變動してゐたやうである。例へば、天保一二年八月の「請書之事」に「妙香村外六ヶ村割元　平左衞門」とあり、これに、第二文書の長柄郡七ヶ村を加へるならば、その所領は、一四ヶ村に增加したこととなる。乍然、增減の時期及び村落名等の詳細を確認することは困難である。(註十一)

一方、これ等諸村の割元名主を勤める平左衞門は、天保一三年（一八四二年）に至つて苗字帶刀を許され、本吉の姓を名乘ることとなつた。安政五年（一八五八年）の「御知行樣江役勤書上寫」は、本吉家の略譜を、「（略）先祖ゟ四代目八郎左衞門義寛永年中ゟ御知行所割元名主被仰付相勤其後五代目平左衞門義寛文年中ゟ右役相勤六代目傳兵衞義元祿年中ゟ右役相勤七代目平左衞門義享保年中ゟ右役相勤八代目傳兵衞義元文年中ゟ右役相勤九代目傳兵衞義延享年中ゟ寶曆三年迄右役相勤申候十代目平左衞門義者相勤不申十一代目私（優藏）親平左衞門義天保年中ゟ弘化四未年迄右役相勤申候（略）」（括弧内及び傍點筆者）

と述べてゐる。

大河原喜右衞門は、寛文一一年の前記資料に於て、家老の佐々井と肩を竝べてゐるばかりでなく、延享三年の「寅之年貢可納割付之事」には、單獨で署名し花押を用ひてゐる。以來、彼は、同姓の源兵衞と共に、所謂「公文書の類」に屢々名を列ねてゐることからして、彼が、早くから、水野家の要職にあり、然も、その地位が、平左衞門と同樣、世襲的に受繼がれて行つたことは明白である。

以上の結果から、我々は、妙香村の支配機構に含まれた人的要素が、殆んど永久的とさへ思はれる絆で結ばれてゐたことを知るのである。勿論、かゝる人的結合關係が、村民に與へる影響は多種多樣であるが、一般的には、それが固定化するに從ひ、村人達から、加速度的に、遊離する傾向を有してゐたことは認めなければならないであらう。

（註一）野村彙太郎・「入會地と新田開發」・三田學會雜誌・第三八卷・第一號・五一～六三頁參照。

（註二）延享三年「寅之年貢可納割付之事」に據る。

（註三）註一參照。

（註四）房總叢書・第九卷・三九七～四六〇頁參照。

（註五）これも、後世の寫本である。現存する二部は、夫々內容に於て若干の相違を示してゐる。從つて、撰擇は、筆者の認定によるものである。

（註六）「第二表ノ一・二」を條件の相違を考慮しつゝ、不入斗村のそれ（三田學會雜誌・第四六卷・第二號・七三～七四頁）と比較して頂きたい。

（註七）次位の平左衞門は、三町一反三畝七歩となつてゐる。

（註八）資料に據れば、元祿五年（一六九二年）に、約二町九反一畝二一歩、享保二年（一七一七年）に、三反三畝二五歩の開墾が行はれた。尙、享保一五年にも、若干の土地が開發されたやうである。

（註九）參考として、天保一四年の人別御改帳から、妙香村の人口を揭げてをく。時代的差違を考慮して、耕地面積と比較して頂きたい。

	男	女
10歳以下	22	20
11歳～20歳	20	19
21歳～30歳	19	21
31歳～40歳	29	18
41歳～50歳	19	12
51歳～60歳	14	7
60歳以上	11	18
計	134	115

（註十）これは、市原郡田尾村・同牛久村・同皆谷村・同妙香村・同田代村・長柄郡田代村の六ヶ村である。

（註十一）水野家の所領は、註十の六ヶ村が主體であつて、私見によれば、長柄郡七ヶ村は誤記ではないかと思はれる。

三

扨て、妙香村に於ける支配態勢の動搖が、水野家の「勝手向不如意」を契機としてゐたことは、既に指摘した通りである。

乍然、かかる事態を招來した原因について、我々は、論ずるに足る資料を持合せてゐない。それ故、天保一二年八月の「今般御地頭所樣遠國御勤役被爲遊候ニ付御收米當丑年分江戸八町堀龜崎一ノ小上間吉兵衞殿ゟ和田養然殿方へ御收納不殘相送り津出日限より五井浦宿江戸送り迄之日限遲滯無之候樣可仕候（略）といふ記錄を掲げ、僅かに、水野家に課せられた所謂「公務」への關心を喚起するに止めてをく。それにも拘らず、水野家の直面した「勝手向不如意」が、極めて深刻であつたことは事實である。そこで視點を、これが深度と解決策へと移すならば、我々は、比較的多くの資料を手にしてゐる。然し、これ等の資料を利用するに當つては、豫め、次のこと知つてをかなければならない。それは、水野家の「御政治向」を擔當してゐた大河原喜右衞門が、「不束之取斗」ありとして、恐らく、天保一〇年度(註一)に「永之暇」となり、翌一一年一〇月には、大河原源兵衞が、これ亦、闕所の處分を受けてゐることである。從つて、殘存する資料には、彼等の「私的行爲」と「公的行爲」とが混在してゐるとみるのが正しいのであらう。乍然、この認識は、資料の陰影を指摘し、その操作を、より複雜ならしめるに過ぎない。それ故、兩者を識別す一應の基準が要求されるのは當然である。ところが、この爲には「不束之取斗」に附せられた具體的內容を始め、處分決定の原因等が追求されねばならず、問題は、結局、本稿の主題と直接關聯することとなる。それ故、これが解答は、以下の檢討を通じて行ふこととする。

水野家は、財政難を解決する手段として、極めて常識的な方法を採用した。即ち、年貢米を擔保とする借金である。いま、この經緯を、天保一〇年の文書から引用してみやう。

「去ル申年（天保七年＝一八三六年）九月中田尾村四郎左衞門牛久村宗兵衞妙香村平左衞門右三人御用之趣御沙汰ニ付罷出ゟ處大河原喜右衞門殿ゟ被仰聞ゟ儀者御勝手御賄之儀當時之處先御差支之儀者無之ゟ得共御知行所与申合御手賄ニ相成ゟハ、上々も御安心御知行所ニ而も安心之儀ニ可有之ゟ間御知行所村々役人共江右之趣申談何ニも可取斗旨御沙汰之趣被仰聞ゟ且又金子之儀者當地福島彌兵衞與申者江談方手續有之ゟニ付御請申上ゟ而可然与之儀ニ付　御上樣御爲之儀与奉存其節御談ニまかせ書面奉差上（略）

一、（略）借入金之儀者代米金ニ而其年々ニ返濟無之ゟ而者借入方出來不申ゟ段申上ゟ處其年々ニ代米相渡返濟ゟ間借入差出可申旨被仰聞ゟニ付村々役人共精々仕借入奉差上昨年迄年々借居ニ不相成ゟ分者代米相渡皆濟目錄ニ相認差上申ゟ猶年々ニ借入高も相嵩ゟ樣子ニ付代米御渡方之儀者間違有之間敷ゟ得共村役人共爲安心何卒乍恐　御裏判之御證文頂戴仕度段當二月中……奉願上ゟ處……代米渡方之儀者相違無之ゟ事ニ付其儀ニ者不及……願書者御留置被成猶又借入金度々被仰付ゟニ付村役人百姓代共精々仕當御收納米引當借人奉差上ゟ（略）

一、當八月大阪屋吉右衞門江鄕印證文可相渡旨被仰聞ゟニ付一向樣子も不奉存ゟ事故奉驚入是迄之御賄帳面拜見仕ゟ上ニ而不日可奉申上猶又御知行所村々江被仰渡ゟニ付御收納米引當ニ而借入奉差上置ゟ事故右之金子村役人共難儀ニ不相成ゟ樣御勘辯御附被下置左ニ無之ゟ而者御答難申立ゟ段申上ゟ（略）

一、猶又貳拾五兩壹分ニ而調達差出可申之書面差出ゟ儀者此上御知行所ニ而者御收納米引當ニ而も借入ゟ金主心當り無之段申ゟ處大河原喜右衞門殿廿五兩壹分ニ而金主當地ニ有之以來出金之儀者御差支無之此上御知行所江借入等世話相掛ヶ不申与之儀ニ付御上樣ゟ者如何樣之被仰渡ニゟ哉不奉存ゟ得共御爲与相心得猶又被仰渡之趣承奉畏ゟ而御請申上ゟ……尤金主之儀者喜右衞門殿御承知之儀ニ御座ゟ得共私共右金主江得與對談も不仕書面差上ゟ（略）」

この文書には、「天保十亥年十月御知行所惣代として妙香村名主平左衞門田尾村四郎左衞門上原村八右衞門右三人御呼出ニ付出府仕候處書取ヲ以御尋ニ付答書取差出候控」と記されてゐることからして、大河原喜右衞門の處分決定に當り、村方の事情を聽取した、謂はば、參考資料と考へられる。それ故、彼の行爲を、文面通りに受取つてならないことは勿論であるが、他の事柄も、同樣、修飾を伴つた表現とみなければならない。(註二)乍然、彼が、水野家の財政難に際會して、まず、在地の、福島彌兵衞を仲介とする村方の賄金を求め、次で、大坂屋吉兵衞の金融に頼り、遂には、姓名の發表さへ困難な人々の手に、資金を求めて、身を投じて行つた經路は、(註三)それが、假令、財政難に喘ぐ旗本領主の一般的運命と軌を一にするものであつたとはいへ、誠に興味深い。更に、これと關聯して、卯七月（天保二年＝一八三一年？）妙香村の百姓一四名から、牛久村の彌七・五郎兵衞宛に差出された歎願書を掲げる。

「今般御地頭所樣稀成御難澁ニ付御知行所村々江人差御用金被仰付御尤至極承伏仕ゟ得共御用役大河原喜右衞門殿并牛久村百姓忠吾其外村々名主共之內ニ茂右兩人江馴合被仰付ゟ金高之餘分被申渡右名前のもの共ニ而配分可致取巧御上樣之御爲ニ茂不相成御知行所大小之百姓退轉之外無御座ゟ誠歎敷次第ニ付御兩所樣惣代ニ御賴ミ申其御筋江御歎願申上ゟ上者……御迷惑相懸申間敷ゟ尤大河原喜右衞門殿永之御暇并ニ右忠吾御屋敷樣江出入御差留相成ゟ上者全被仰付ゟ金高者相當之儀ニゟ得共差上可申ゟ（略）」（傍點筆者）

これに據れば、水野家の財政難は、既に、この時に於て、重大な段階に突入してゐたのであるから、さきの、「當時之處御差支者無之候」との言葉が、現實を完全に無視した表現であることは、略々、誤りないであらう。特に、この文書は、「御用金」の賦課方法に關する不滿を、妙香村の割元名主平左衞門に對してではなく、牛久村の人々に依頼してゐること、及び大河原に對する要求等、貴重な示唆を與へるものである。

ともあれ、右に述べた資金の獲得方法が、領主經濟の危機を糊塗する彌縫策であつたことはいふまでもない。從つて、時の經過は、幾多の波紋を描きつゝも、危機の樣相を次第に深めて行くこととなつた。次に、賄金を中心に、この間の事情を說明

してみやう。

天保八年から同一〇年三月迄に、大河原喜右衞門の名を以て、領内各村から徴收された賄金は、八八一兩一分(註四)に達してゐる。この金額が既掲の文書に示された手段によつて調達されたことは疑ひないとしても、その大部分が、個人負擔の形式を採つてゐることは、一つの特徴(註五)と見做される。その理由は次の通りである。即ち、一般的にいへば、特定の個人による賄金の負擔は、村落を單位とするそれに比べ、領主權力との結合を容易にすると同時に、一度かゝる關係が結ばれた後には、村落を單位とする場合にも、村民の分擔額に或る程度の不均衡が生ずることは、決して稀ではない。他方、領主經濟が崩壞に瀕したとき、これを救ひ得るや否やが、直ちに、所謂「政治向」擔當者の地位に影響—この度合は、一應、領主經濟の崩壞の度合に正比例すると考へて差支へない—を與へることも明らかである。そこで、さきに述べた賄金の額が、殘存する資料＝未拂金の集計であることを振返へつたとき、大河原喜右衞門の立場を、後者の例に指定しても大過ないであらう。この觀點に基くならば、彼が、政治的生命を賭けて賄金の調達に當り、且、最初の手段として、年貢米を擔保とする金融の途を選んだのも、何等偶然ではない。更に、彼が、平左衞門の協力を期待したのも、恐らく、この最初の段階に於てであつたと思はれる。乍然、平左衞門の協力が、成功裡に實現するや否や、彼にとつて、平左衞門は不可缺の存在となつた。このことは、平左衞門の村方に於ける地位と、兩

人を結ぶ舊い絆とを考へ併せるならば、容易に理解することが出來る。何れにせよ、平左衞門は、大河原との關係を緊密化(註六)する反面、村人に對しては、より大なる力を以て臨み、從つて、「或る程度の不均衡」—これが、個々の村民にとつて、屢々、生死を分つ役割を演じたことは勿論である—を強ひたことも、一再に止まらなかつたであらう。それ故、妙香村の人々が、牛久村の兩名に歎願の責任者たることを依頼したのも、平左衞門の力が妙香村の本來的性格を極度に歪曲した結果なのであり、大河原退身の要求は、平左衞門の背後にある領主權力への直接的挑戰であつたとさへ考へられるのである。

ところで、大河原の選んだ財政難救濟の初歩的形態が、根本的な事態收拾策たり得なかつたことはいふまでもない。それ故大河原は、大坂屋吉兵衞の援助を乞ふたのであるが、この爲には、平左衞門をして「一向樣子も不奉存候事敬奉驚入」「右之金子村役人共難儀＝不相成候樣」との申出をなさしむるが如き手段に訴へねばならなかつたのである。このことは、彼と平左衞門との離反を意味すると同時に、資金の確保が、既に、尋常の方法を以てしては不可能となつたことを示してゐる。唯、この時、平左衞門は、「御知行物代」の一人として行動してゐたのであるから、年貢米を唯一の財源とする水野家にとつて、彼と平左衞門との離反は、彼の努力に終止符を打つ結果を齎したのではあるまいか。若し、この考へが正しいとすれば、領主は、彼によつて、飽迄も事態の解決を計るか、或ひは、彼を、他の適當な人と交替せじめるか、何れかの方法を選ばなければならなかつた筈である。乍然、前者の場合には、農民による有形無形の抵抗が豫想され、且、農民が、領主の弱點を悉知してゐるといふ理由からしても、到底採り得る策でなかつた。從つて、弱體化せる領主は、必然的に、農民の意を迎へる方向に於て、後者を撰ばざるを得なかつたのである。私見によれば、大河原喜右衞門の處分(註七)は、この方向が具體化された一例に過ぎないものと思はれる。何故ならば、佐藤藤佐の起用と共に「畑方永八拾三貫拾五文七厘」は「當子年ゟ來酉年迄拾ヶ年之間畑方永納之儀御定免被仰付」、更に、平左衞門が、第二文書に現はれた「無利足＝而百兩宛用立可申旨申立」た功によつて、苗字帶刀を許された如く、農民の意を迎へ、資金を確保する爲には、全ゆる努力を傾け、如何なる犧牲をも惜しまなかつたからである。大河原源兵衞の處分も、この基本的方針を確認した結果として表面化したものであらう。

最後に、我々は「幾久敷」との依頼を受けた佐藤藤佐が、天保一四年（？）には、早くも、その地位を失ひ、反之、大河原源兵衞が返り咲くに到つたのは、領主經濟の破局を繞る賄金調達の成否にあつたことを指摘すると共に、かゝる支配態勢の動搖を利して、村方の一部勢力が、飛躍への準備を着々と整へつゝあつた事實を述べてをく。次の文書は、この事情を、部分的ではあるが、極めて鮮明に描いてゐると考へられるので、參考迄に掲げてをく。

旗本領に於ける支配の變化について

一先年佐藤々佐召抱勝手方用向惣而取扱申付置ゝ處其後知行所ゟ同人取扱請ゝ儀難澁＝付藤佐世話相改退身申付ゝハゝ知行所ゟ勝手賄金貳拾兩壹分之利足を以無差支可相賄旨書面＝而申立ゝ＝付其段申立ゝ通聞屆執斗申付ゝ其砌差出ゝ書面之儀知行所村々＝小前迄一同申談承知之上連印書付＝而も取置之願出ゝ儀＝有之哉又者村役人共斗之存寄＝有之哉惣代罷出役人斗之存寄哉知行所一統之頼＝而惣代罷出ゝ儀＝有之ゝハゝ頼書面可有之儀＝付此度可差出ゝ若外＝頼ゝ者歟加談人＝而も有之ゝハゝ無遠慮可申出事

一勝手向之儀＝付村役人共ゟ存寄申立其後藤佐退身致諸勘定者勿論是迄何方ゟ金子繰出ゝ儀茂不申聞三ヶ年之間勘定も不致捨置ゝ儀如何之心得＝哉譯合可申立事

一此度佐藤々佐世話を以大阪屋吉右衞門江勝手向賄金差出ゝ樣＝相頼ゝ儀者先年藤佐賄金差出ゝ儀を差拒ミ知行所村々ゟ貳拾五壹之金子差出可申旨之書面差出之不儘儀＝者ゝ得共聞屆遣ゝ處既＝翌年ゟ差支之儀＝付嚴敷咎をも可申付之處定免之沙汰を以此度大坂屋右吉衞門江郷印證文差入賄金差出ゝ樣可相頼旨申渡ゝ處知行所村々郷印難澁之旨役人とも申立ゝ儀是又頼狀も可有之ゝ間差出可申事

一此度亦候知行所江賄金差出可申旨書面差出ゝ＝付而者大坂屋吉右衞并藤佐方之世話相斷ゝ＝者是迄右兩人ゟ差出申金子元金七百五拾兩程之元利其外差當所々江不實＝相成居ゝ金子并出入諸商人江可相拂金子其外凡被是千貳百兩餘も可有之右之

金子者何連ニも當年之内不差出ハ而者不相濟儀ニハ處右者如何執斗致ハ心得ニ哉其外勝手賄金迚も無差支可差出筈之處出來兼ハ而此度吉右衛門相斷知行村々ゟ猶又差可申與申立ハ而も儘成金主無之ハ而者此上取用ニ不相成ハ且此度願出ハ儀知行所村々一統之願ニ御座ハ哉是亦惣代役人共斗之願ニハ哉書面ニ而其段可申立ハ將又藤佐江對し喜右衛門儀重々不埒之筋有之ハニ付藤佐江封書を以直ニ申談遣ハ處藤佐儀も右ニ付致納得相濟ハ上者知行所村々引請於江戸表儘成金主相頼此後無差支賄金差出ハ儀に相違無之ハハハ今一應知行所之願筋聞屆遣し可申ハ猶又此節喜右衛門儀退役右一條ニ付愼罷在ハ樣申付置ハ得共喜右衛門并其方とも心得違之儀此度心底相改是迄之取斗方不行屆之始末相詫ハ心得ニ有之ハてハハ佐藤々佐儀も同樣執成を以相詫喜右衛門在勤之儀相願可遣旨同人ゟ申聞ハ間得與右等之趣勘辨後悔無之樣可致ハ若又是迄通り地頭所を輕別致し我儘不法之儀於申立ハニ者最早難捨置夫々取調之上口書取之其筋江伺之上咎可申付ハ間其段兼而相心得前勘之始末心得違無之樣答書可差出ハ事

一去ル午年以來當亥年迄六ヶ年之間村々請納取立并村入用帳とも當年分共早々取調差出可申ハ事

前書之通被　仰出ハ間書面を以委細御答可申上ハ事

亥十月

大河原源兵衛　㊞
大河原津三郎　㊞
大河原仙左衛門㊞

御知行所村村
惣代出府村役人
内尾村名主　四郎左衛門
妙香村名主　平左衛門
上原村名主　八右衛門
右三人江

（註一）資料による確認を經ず推定によつた爲、かゝる表現を用ひた。

（註二）周知の如く、天保一三年度に至り、「世上金銀貸借利足之儀、是迄壹割半之處、以來金廿五兩に付壹分之利足に引け被仰出ハ間……」と金利の引下が行はた。これと、文中の「貳拾五兩壹分」を比較したとき、後者の言葉には疑問なしとしない。

（註三）この表現は、極めて概括的であることを、特に附記してをく。

（註四）これは、元金のみであつて、天保一一年迄の元利合計は、九五八兩二分二朱と銀五匁となる。

（註五）こゝで「特徴」と稱したのは、普遍的意味に於てではなく、我々の目的追求に、一つの「手掛り」を與へるといふ意味である。

（註六）大河原と平左衛門とが緊密な關係を保持してゐたことは、平左衛門に關する貸付金並に貸付證文が、一通も殘存してゐない事實から窺へるのではあるまいか。

（註七）彼の所有地は、次の如き處分を受けた。即ち、彼が「永之暇」となると同時に、彼の所有地―田・一町九反七畝三〇歩、畑・一町四反八畝二八歩、屋敷地・五畝四歩、野錢永一六五貫七分七厘に相當する林野は、一部分、賄金の未拂分に充當され、他も、悉く所在村落に下渡された。この土地は「役人共方ニ而進退仕御年貢御上納仕置讓受人有之ハハハ身分相應之寅加金爲相納ハ樣被　仰付」ことになつたのである。

都市近郊村の農業經營に關する一考察

速水　融

一　問題の所在

德川時代の關東農村は、中心に位置する江戸の發展に伴い、多かれ少かれその影響を受けつつ變化して行つた。しかしその影響は、同時代をみるとき、當然それぞれの村の置かれた政治的、經濟的、自然的位置によつて異つている。即ち領主の如何は、村の經濟的負擔にとつて大きな差異をもたらす要因となつたし、又街道や宿驛附近の村は、或る場合にはそこに商業的發展への途を見出し、又或る場合には逆に助郷負擔の過重に耐え得ず荒廢して行つた。又農業經營の上から言えば、江戸に近く位置する村は生鮮野菜類の生産により、又、運輸上の利便を有する村はその活用によつて市場と直結し、特殊の發展を見出す可能性を持つた。

本稿においてはこの樣に種々の性格を持つ關東農村の内、最後の農業經營の面をとり上げ、前稿に引續き、江戸近郊村の特質を明らかにせんとするものである。前回とり上げた武藏國豐嶋郡角筈村に關する研究[註]は、もとよりその素描に過ぎないので